

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1 納税証明書の提出について

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて以下の書類が発行されない場合は、①②それぞれに対応するア、イどちらかの書類を提出してください。

【法人の場合】 ①法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

②法人市町民税の納税証明書

【個人の場合】 ①申告所得税及復興特別所得税及び消費税及地方消費税の納税証明書（その3の2）

②市町民税の納税証明書

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる納税証明書の写し

※ ア、イの書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（ア、イの書類の発行方法等）について、①については税務署、②については市町の税務担当課にお問合せください。

2 社会保険等の加入確認資料の写しについて

新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度を受けていて、社会保険等の加入確認資料が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

ア 健康保険、厚生年金保険：年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

イ 雇用保険：ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

※ ア、イの書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問合せください。